

令和4(2022)年度 宮崎公立大学学術研究推進助成事業

No.	職 氏 名	研 究 課 題
1	教授 野崎 秀正	宮崎公立大学から発信する地域の教育力向上を目指した 「教育フォーラム」の開催
2	教授 永松 敦	東アジア十五夜行事の研究 一日向景清伝説を通して—
3	准教授 梅津 顕一郎	21世紀型地域ガイドブックの構想:地域の魅力を語る新しい枠組
4	准教授 田村 恵理子	国際人道法の交戦者平等原則を再考する —現下のウクライナ戦争を契機に—

宮崎公立大学から発信する地域の教育力向上を目指した
「教育フォーラム」の開催

[研究代表者]

野崎 秀正（宮崎公立大学 教授）

[研究分担者]

松本 祐子（宮崎公立大学 教授）

寺町 晋哉（宮崎公立大学 准教授）

宮内 なぎさ（宮崎公立大学 准教授）

I 実施概要

本事業は、学習指導要領の改訂に伴い教育改革が進められている現在の学校教育において、地域の学校教育に携わる教員、本学を卒業し教育実践に携わっている教員、卒業後に教員になることを目指している本学の教職課程の学生、児童・生徒の保護者等地域の方々を対象に、効果的な教育実践について考える機会を確保し、宮崎市をはじめとする地域の学校教育の発展と本学の教職教育の教育力のさらなる向上に貢献することを目的として実施された。具体的には、①教育実践における問題点や悩みを共有し、改善や解決を図る、②授業における効果的な活動やアイディアを共有する、③情報交換を通して、教員間、卒業生と在校生、および大学と地域のネットワークを広げ、相互の親睦を図る、④本学の教職課程における教員養成の特色を地域社会に広く紹介する、の4つの目的の達成を目指した。フォーラムのテーマは「教室の学びを外の世界とつなげる～authenticな学びを目指して～」とし、第1部では文部科学省より富高雅代教科調査官を招待し、「授業を実際のコミュニケーションの場に」と題する基調講演（第1部）を実施した。また、第2部では、本学を卒業し、現在学校現場で教師として活躍している唐津市立西唐津小学校の内田笑里教諭、大分市立鶴崎中学校の森崎啓教諭、宮崎県立日向工業高等学校の立山嵯斗志教諭の3名が各校種の代表として、授業の実践報告を行った。その後、発表者と参加者を交えて情報交換会（グループワーク）を行い、交流と学びを深めた。

II 本事業実施により得た成果・効果等

今回の教育フォーラムは、宮崎県教育委員会と宮崎市教育委員会の後援を受け、令和4年8月4日（木）に宮崎市教育情報研修センターにおいて実施された。新型コロナウィルスの影響により2年続けて完全オンラインでの実施となっていたことから、3年ぶりの対面形式での実施となった。参加者は、主に現職の学校教員である学外参加者と本学の学生であり、合計56名が参加した。このうち、本学から参加した学生36名に対し事後アンケートを実施した。次の質問項目について、5段階評価（5：とてもそう思う、4：そう思う、3：どちらともいえない、2：そう思わない、1：全くそう思わない）により回答を求めた結果、①「最新の英語教育に対する理解を深められた」の回答については、5に回答した者が76.5%（26名）、4に回答した者が23.5%（8名）であった。また、②「どのような英語力・指導力が現場では求められるのかが明確になった」の回答については、5に回答した者が61.8%（21名）、4に回答した者が38.2%（13名）であった。さらに、③「自分自身の英語力・指導力についての課題が明確になった」の回答については、5に回答した者が47.1%（16名）、4に回答した者が44.1%（15名）、3に回答した者が8.8%（3名）となり、いずれの回答結果からも教職課程を履修する学生の教職への意欲や知識を向上させていることが確認された。また、コロナ禍後初めての対面開催であったことから講演者や発表者に対する意見や質問、またはグループワーク内における相互の質問や意見の交換など、多くの質問や意見が飛

び交い、テーマに沿った活発な情報交換の場となっていることが確認でき、設定した4つの目的を達成することができた。

III 問題点および今後の課題等

それまでのコロナ禍におけるオンラインでの開催は、情報交換が円滑ではなかったという反省もあったことから、令和5年度以降も対面開催を前提に、準備を行うこととした。また、今回のフォーラムは、当初は公立大学にて実施する予定であったが、フォーラム当日に公立大学を会場とする他イベントと開催日程が重なってしまったことから、急遽、宮崎市教育情報研修センターに会場を変更して実施することになった。会場予約や備品移動の問題も生じたことから、今後は学内での情報共有を密にすることで各部署との適切な調整を行う必要がある。また、学外からの参加者が想定よりも少ないという点も課題として残された。今回は、教育系の他イベントと日程が被っていた影響もあるが、この5年間、本学の特色である英語教育だけテーマを絞って実施してきたことに問題があることも考えられた。そのため、例えば生徒指導や総合的な学習の時間のような英語教育以外の教育的テーマを取り上げることで、学外からの参加をこれまで以上に増やす工夫が必要であると思われた。

東アジア十五夜行事の研究

—日向景清伝説を通して—

[研究代表者]

永松 敦（宮崎公立大学 教授）

[研究分担者]

大杉 徹（立命館大学 教授）

島村 恒則（関西学院大学 教授）

I 実施概要

今回は、東アジアの十五夜行事を通して、国内における多文化共生の在り方を考えた。旧暦8月15日、十五夜となる2022年9月10日（土）に、平和台公園レストハウスにおいて、シンポジウムを実施した。日本・韓国・中国の十五夜行事の復元を行った。特に、在日コリアンの方の秋夕の供え物を実物で展示することができた。協力は、押川敬姫氏（オモニのまんま亭）。パネリストは、大形徹氏（中国哲学）・島村恭則氏（民俗学）と宮崎県多文化共生アドバイザーの挑洪亮氏と大隅ヘミン氏のお二人。

そのほか、韓国安東市在住の金俊漢氏（元EBS制作局長）・大阪の在日コリアンの李信恵氏の講演録画を公開した。聴衆は約60名。高齢者から幼児まで幅広い年齢層の参加が見られた。中秋の名月の光に照らされながらのシンポとなった。宮崎の在日本大韓国民団の職員の方の参加も見られた。

今回、焦点を当てたのは十五夜行事を通して多文化共生の在り方。毎年同日、ほぼ同時刻に同じ月を祭る東アジアの共通の文化を探ることにより、相互の文化認識の在り方、共生の在り方を考えるよい機会となった。

II 本事業実施により得た成果・効果等

月に兔がいると認識する文化がどのように生まれ、変化をしたのかが見えてくるようになった。ウサギ（免・兔）とカエル（蟾蜍）と月は、馬王堆、あるいは前漢の瓦当あたりが初出のようである。図像学的にみれば、エジプトに、その原形を求めることができそうである。これは太陽の中にいるカラスも同様である。エジプトでは月ではなく、太陽である。三日月形の舟の上にスカラベと女性がいる。中国では三日月形の舟が三日月そのものになった。しかし、この三日月の造形は、中国では普遍化されなかった。月の問題はさらに世界的に見ていく必要がある。こうした興味深い事例に対して、特徴ある現代日本の十五夜の行事としてあげられるのは、近年、小早川道子が精力的に調査している「お月見どろぼう」の事例であろう。これは、子どもたちが家々を回ってお菓子をもらい歩く行事で、さかんに行なわれているのは、愛知県の日進市、名古屋市東部、三重県四日市市だという。また、この行事は、農村部以外の新興住宅地にも伝わっており、次第に分布が拡大する傾向があるという。「お月見どろぼう」が集中的に見られるのは東海地方であるが、同時に、千葉県、岐阜県、奈良県にも少数ながら事例を見出すことができる。今後、メディアの介在などがあれば、さらに多くの地域で類似の行事が行なわれるようになるかもしれない。

中国、台湾、日本における以上のような事例からは、十五夜行事は現在でも、多様なかたちで息づいていることが理解できる。

III 問題点および今後の課題等

日中韓の十五夜行事研究は、2020年から毎年実施してきた。本学とは別に、日本民俗学会第914回談話会において、「民俗学における多文化共生—東アジアの十五夜行事から考える—」を開催し、中国・台湾・韓国とともに、北海道のアイヌ民族も含めて検討する機会を得ることができた。内容は『日本民俗学』第309号に「小特集民俗学における多文化共生—東アジアの十五夜行事から考える—」（2022年2月）として掲載されている。本研究は国内外から注目されるようになり、オンラインが普及した今日においては、どこの国とも連携して実施することが可能となった。令和5年度は、自主講座として実施するが、その後は、申請者の定年退職により、本学での継続は難しい。今後は日本民俗学会等を通して、本研究の継続発展の可能性を追求したいと考えている。

21世紀型地域ガイドブックの構想:地域の魅力を語る新しい枠組

[研究代表者]

梅津 顕一郎（宮崎公立大学 准教授）

[研究分担者]

倉 真一（宮崎公立大学 准教授）

I 実施概要

・9月 第1回勉強会(梅津・倉)

「大学的地域ガイド」シリーズにおける「地域の魅力」の語り方に関する検討および、宮崎における地域の魅力の語り方に関する検討(以下、隔月で開催)。

・11月 第2回勉強会(梅津・倉)

・2月 第3回勉強会(梅津・倉)

宮崎大学地域資源情報活用センター（宮崎伝承プラットフォーム）の鈴木良幸氏（民俗学）、渡辺一弘氏（文化人類学）との意見交換

・3月15日～17日 資料収集調査(倉)

東京、国立国会図書館、JTB旅の図書館、東京大学図書館

宮崎の戦前・戦後期の案内書（ガイドブック）の資料収集

II 本事業実施により得た成果・効果等

プロジェクト初年度にあたる今年度は、主に地域の語り方についての勉強会を行った。具体的には①昭和堂書店より出版されている「大学的地域ガイドシリーズ」の中で、特に特徴的なものをいくつか取り上げ、記述の対象と着眼点、視角の在り方についてディスカッションを行った。併せて②宮崎における「大学的～」を編纂するすれば、地域文化、産業等についてどのような素材があり、どのような角度で記述することが可能かについても検討した。検討にあたって宮崎大学地域資源活用センター（宮崎伝承プラットフォーム）の鈴木良幸氏らとの意見交換の機会をもった。

宮崎の新しい魅力の語り方を考えるにあたり、同シリーズを手掛かりとした理由は以下のとおりである。

形式的には観光ガイドのスタイルをとりつつも、敢えて「大学的」「こだわりの歩き方」と銘打つことにより、アカデミックな、研究的視点が内包されていることを示している。すなわち、「観光」という実践的な活動を媒介として、学問研究が果たしうる地域貢献の可能性を示す内容となっており、この文脈に「地域文化・社会」の読み方も位置付けられている。これは、主担者梅津が行ってきた郷土かるたと地域アイデンティティ創造の研究（梅津 2020）、分担者・倉の行ってきた過去のメディアコンテンツに表現される宮崎イメージの読み取り方に関する研究棟で得られた知見を、宮崎地域文化への視角の模索を通じ、より実践的な地域貢献活動として具体化するうえで重要な手掛かりとなる。

①の作業から得た知見は、以下のとおりである。

同シリーズにおいては、編集の方針が各大学の担当者にある程度任せられていることもあり、歴史、社会問題、生活文化など、主眼とするテーマ、「語り口」とともに多種多様なかたちが存在するが、共通項目として、次の点が確認できる。

a. 県域を対象としたもの、および特化した対象をテーマとしたもの(富士山)などに分かれる。b. 地域を客体としてとらえ、その外側にいるものとして記述する(=外からの目線)のではなく、地域文化の当事者として自身を位置づけ記述する(=内側からの目線)。c. 同時に、中央集権的な社会経済の分業体制にとらわれない観点から他地域との連帶、開放性を視野に入れた記述となっている。d. 経済合理性に主眼を置いた議論ではなく文化の自立性、連続性に主眼を置いた歴史的視点に基づいている。e. いわゆるアカデミックな視点(執筆者の学問的専門性)に基づく論考と、反対に専門性に拘らない、あるいは専門分野横断的な論考の双方が含まれること。

また②の作業から見えてきたものは以下の通りである。

従来の観光ガイド等で語られてきた「宮崎」像の多くは、近代以降に作られたイメージに依拠しており、また宮崎を客体としてとらえる「中央」の視点を想定したものであり、その意味では、中央集権型の社会・経済体制を前提としたものとみることができる。一方、宮崎地域には研究機関所属、あるいは在野の研究者たちによる数多くの地域研究(文化、歴史)が存在している。研究知見や資料のアーカイブ化も試みられており、これらの試みを地域に根差した自立的視点から結び、「地域ガイド」という実践的試みへと橋渡しすることが、目指すべき方向性となる。宮崎における戦前・戦後期の観光案内書(ガイドブック)は、中央集権型の社会・経済体制が確立していく過程を反映していると同時に、それが未確立だった時代における別様の地域の語りの可能性を示している。それゆえ20世紀型の中央集権的な社会・経済体制が揺らぐ、21世紀における新しい地域の語りを模索する本研究における、これら歴史的資料の分析の重要性があらためて明らかになった。

III 問題点および今後の課題等

研究初年度の狙いは、あくまで宮崎地域の新しい語り方を考えるうえでの、基本的なアイデアや方向性を模索することにあり、その狙いは十分に達成できたと考える。

次年度以降の課題としては、これを「地域ガイド」編纂の具体的なプランにおこす上で、クリアすべき問題点と今後の課題について、いくつか列挙しておく。

第1に、本事業は、昭和堂から刊行されている「大学的地域ガイド」シリーズの宮崎版としての出版を将来的に想定している。昭和堂では、刊行の条件として、①大学などからの出版助成、②大学でのテキストとして、一定の冊数を継続的に採用、あるいは①②の組み合わせを提示しており、これらの条件をクリアする方策(例えば、カリキュラム上、テキスト採用の可能性がある科目)の検討が必要である。

第2に、宮崎県版の地域ガイドとしては、本学の教員だけでなく他大学(例:宮崎大学)あるいは高等教育コンソーシアム宮崎といった単位で執筆者を募る方が望ましい。そこで、県内の大学等に籍を置く教員や研究者の専門や研究テーマ、宮崎に関連する業績等をピックアップしたうえで、執筆者を依頼・決定し、章立てなど編纂を進めていく必要がある。少なくとも執筆者の候補決定、および章立ての素案の作成までは2年目までに実現したい。

第3に、1年目で検討を進めてきた、基本的なアイデアや方向性を、第1と第2の課題をクリアしつつ、他大学の教員や研究者を含めた執筆陣といかに共有していくか、という課題があるだろう。これまでに検討してきたアイデアや方向性を、より分かりやすく明示できるようにするとともに、共同での研究会やシンポジウムを通じて、潜在的な執筆者や想定される読者とコンセプトの進化と共有を図っていきたい。

国際人道法の交戦者平等原則を再考する
—現下のウクライナ戦争を契機に—

[研究代表者]
田村 恵理子（宮崎公立大学 准教授）

I 実施概要

本研究の目的は、違法に武力紛争を始めた国もその被害国も等しく国際人道法を遵守せねばならないという交戦者平等原則が、侵略戦争であることが明白な現下のウクライナ戦争の下でも妥当性をもつかという問い合わせ契機に、より広く次の 2 点つまり①国際人道法上の権利は侵略国に与えるべきでないという差別適用論、②法的に対等でない反徒及び事実上軍事能力が非対称に劣る国家と戦う国家はより高い水準の国際人道法上の義務を負うべきとする差別適用論を検討することによって、交戦者平等原則の基盤を再考することであった。

①の検討では、近年刊行された Anne Quintin, *The Nature of International Humanitarian Law: A Permissive or Restrictive Regime?* (2020) を嘴矢に、国際人道法がすべて義務規範から成立するのか否かをめぐる新たな議論を詳細にフォローした結果、「国際人道法は基本的に義務規範の体系である」ことで一致を見ていること、例外的に禁止規範からの限定的な逸脱を許容したり一定条件下で人の抑留する権限を付与したりする規範も含むが、そのことを見越して *jus in bello* (国際人道法) が *jus ad bellum* の影響を受けないように諸国は条約作成時に配慮してきたので差別適用論は抑止されていること、さらには、国際人道法がすべて義務規範から成りそれがカヴァーしない事項は事実上の許容であって法的容認ではないとする立場からは、そもそも国際人道上一侵略国が享受すべきでない一権利が存在しないから差別適用論が当てはまる余地がないこと、が明らかとなった。ウクライナ戦争に関して言えば、圧倒的にウクライナよりロシアによる国際人道法違反を非難する報道が多く、逆にウクライナの違反を指摘する NGO レポートには「ロシアを利する」との非難が向けられたが、それらは法的な議論とは言い難く、ましてや差別適用論を主張するものではなかった。

②の検討では、まず、反徒の法的非対称性ゆえに差別適用論を正面から主張する学説が存在しないことが明らかとなり、国内法や国際人権法上は別として国際人道法上は反徒も国家と同様の義務を負うとする立場が一般的であった。ゆえに、敵対行為遂行における targeting についても、反徒軍構成員は国家軍構成員と同様に敵対行為に直接参加しているかに拘らず何時でも合法的攻撃対象になるとされるが、翻せば国際人道法は反徒軍構成員が国家軍構成員を一逆の場合と同様一攻撃（殺傷）すること自体を許容していることになる。しかし、諸国は從来から一貫して反徒軍構成員に戦闘員免除（=国際人道法に従う殺傷には国内法上の刑事責任を免除する）を認めていない。この矛盾する法状況はいかに整合的に説明がつくのか。管見の限り、それを突き詰めて検討する学説は未だ存在していないようであり、これこそが今後の私の研究課題であることを発見した。次に、事実上軍事能力に差のある国家間の国際人道法適用は実質的平等の観点から差別すべきで、より軍事能力の高い国家にはより高い水準の義務を課すべきとする考え方についても、深く検討する学説がほとんど存在しないことが明らかとなった。例外的に、Gabriella Blum, "The Paradox of Power: The Changing Norms of the Modern Battlefield" *Houston Law Review*, Vol. 56 (2019)によれば、主に米国など先進国において、戦闘員と文民をより精確に区別できる兵器を選択し、かかる兵器による軍事目標攻撃から生じる付随的な文民損害は限りなく最小化すべき

との考え方方が生じており、その流れに沿って近年の兵器・技術開発（ドローンや AI 兵器）が行なわれてきたと指摘する。もっとも、ドローンについては、攻撃側は一切の生命喪失リスクを負わないのに対し被攻撃側はまさに「機械的に」殺傷の対象となるという巨大な非対称性、それゆえの倫理問題が惹起される。AI 兵器、とりわけ人間の判断を介在させず機械(ロボット)が自律的に殺傷を行なういわゆる LAWS に至っては、たとえ従来より目標区別原則や均衡性がより高い水準で遵守できるとしても、人間の生命喪失に人間が責任を負うことそれ自体の非倫理性が問われる。したがって、軍事能力の差というとき、もはや伝統的な軍事能力（兵器・弾薬の物量や兵士の数及び屈強さ）だけでは済まない新たな関数を考慮する必要があり、それに伴って国際人道法の義務内容を適切に解釈すべきことが、差別適用論の前提として求められる。

以上から、現段階においても国際人道法の交戦者平等原則は未だ一般的な妥当性をもつと言えるが、上記②の検討で明らかになった諸問題が残されており、今後の差別適用論の議論はそれらを念頭に行なわれるべきことが明らかとなった。しかし、そのような角度から問題提起する学説は未だ少なく、この穴を埋める研究が必要である。

II 本事業実施により得た成果・効果等

主に以下 3 つの成果が得られた：

①宮崎公立大学紀要第 30 卷 1 号への寄稿

「国際人道法と紛争当事者内関係 (intra-party relations) の規律」を掲載した。

②国際会議への参加

2022 年 12 月 3 日、赤十字国際委員会 (ICRC) と日本外務省等が主催する「2022 年国際人道法模擬裁判日本予選大会」(オンライン) において、裁判官役を務めた。当日のプログラムおよび参加者紹介 ⇒ 予定表. pef

③研究報告

2023 年 4 月 29 日の九州国際法研究会（西南学院大学）にて、「国際人道法における『敵対行為への直接参加』概念の多角的再検討」と題する研究報告（50 分）を行い、他の研究者から活発な質問と意見交換を行なった。

以上は、本学の教育・研究の質の向上および本学の認知度向上に役立つものであった。

III 問題点および今後の課題等

実施概要で述べたように、本事業により新たな研究課題が明らかとなった。よって、今後は、これらの課題を理論的かつ整合的に検討することが重要と考える。